

保育所・認定こども園・地域型保育事業 主な指摘事項(運営)

	指摘事項	改善内容
運営規程・重要事項説明書	規程すべき項目に不足があった。	<p>【運営規程(園則)】に、以下の項目を漏れなく規定してください。</p> <p>①施設(事業)の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育等の内容 ③職員の職種、員数及び職務内容 ④特定教育・保育等の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する額がある場合、種類、理由及びその額 ⑥乳児・幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(選考方法含む) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他の重要事項</p>
	内容に齟齬があった。	<p>【重要事項説明書】 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、教育・保育の選択に資すると認められる重要事項(地域型保育事業においては、連携施設の種類、名称、連携協力の概要)については必ず記載してください。</p>
	利用者負担額が明確になっていない、明記されていない。	<p>運営規程・重要事項説明の記載内容と実態とが一致するように整合性を図ってください。</p>
領収書の交付	利用者負担額が明確になっていない、明記されていない。	<p>利用者から徴収する費用については、運営規程に定め、利用者へ説明し、同意を得たうえで徴収してください。また、個別かつ具体的に漏れなく記載してください。</p>
労働関係法規	労働条件の明示に不備・不足があった。	<p>自主点検表に明示すべき内容が列記されていますので、漏れないように記載してください。 ※令和6年4月1日より、①「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項と変更の範囲」、②短時間・有期雇用労働者を雇用する場合の労働条件の通知について、「更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無とその内容」も明示が必要となります。</p>
	年次有給休暇を適正に取得させていなかった。	<p>付与日数が10日以上に従業者に対し、5日以上取得させてください。</p>
	労使協定が締結されていない、36協定の届出をしていなかった。	<p>時間外勤務労働及び休日労働について、労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出てください。</p>

	指摘事項	改善内容
労働安全衛生	衛生推進者を選任していなかった。	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場の場合、資格要件を確認し、適切に選任してください。
	職員の健康診断が実施されていないかった。	職員の定期健康診断を1年に1回以上実施してください。また、職員採用時に健康診断を実施してください。※採用前3か月以内の健康診断書の提出を受けたときは省略できます。
職員研修	職員研修を計画的に実施していることが確認できなかった。	職員の資質向上のため、必要な研修を計画的に実施してください。
秘密保持	利用児童の個人情報使用同意を文書で得ていなかった。	小学校、他の特定教育・保育施設、その他の機関に対して利用児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得てください。
	従業員に対し、秘密保持の措置を講じていなかった。	従業員から秘密保持についての誓約書を徴取する等、退職後も含めた秘密保持の措置を講じてください。
非常災害対策	消火・避難訓練を必要な回数実施していなかった。	消火・避難訓練を定期的に（地域型保育事業及び保育所については月1回以上）実施し、実施記録を作成し、職員へ周知してください。 ※消火訓練について、実施記録に内容の記載がなく、実施したことが確認できない場合がありますので注意してください。
	消火・避難訓練を消防署へ届出のうえ実施していることが確認できなかった。	従業員を含め収容人数30人以上の場合は、年2回以上自衛消防訓練通知書を消防機関に提出のうえ、消火訓練と避難訓練を実施してください。
	消防用設備の点検が実施されていないかった。	消防用設備の点検は、半年に1回実施してください。なお、年1回消防機関へ届出が必要です。